

令和 7 年 6 月 2 日
厚木市行政不服審査会決定

厚木市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

次の類型に掲げる審査請求に該当するものについては、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項第 5 号の規定により、厚木市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

1 類型

固定資産税課税台帳に登録された価格に関する審査請求

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 432 条第 1 項の規定により固定資産税課税台帳に登録された価格に関する審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とした審査請求（他の理由による不服を含む場合を除く。）

2 理由

地方税法第 432 条第 1 項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服は、当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができないため（同条第 3 項）。